

別紙4-4

新規就農者チャレンジ事業 事業要件確認シート

(※) 確認方法については、ヒアリングに加えて、下記の方法に拠ることも可能

・認定新規就農者の場合 青年等就農計画  
 ・次世代準備型(就農準備資金)の交付対象者の場合 研修計画、研修実施計画、研修状況報告書 等

市町村・担当者名:

交付対象希望者名:

確認項目	確認方法	チェック	確認資料
(1) 事業実施地区に係る要件			
① 営農地が属する地域計画が、ア若しくはイの要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、 <b>事業実施年度の翌年度まで</b> に要件を満たすことが確実であること。 ただし、原子力被災12市町村又は令和6年度能登半島地震の被災市町で営農する場合は、この限りではない。	営農地が属する地域計画を確認し、ア又はイのどちらに該当するかの確認。 ア 地域計画の目標集積率が6割以上(都府県の中山間地域は5割以上) イ 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する	1. アを上回っている 2. イを上回っている 3. 原子力被災12市町村又は令和6年度能登半島地震の被災市町で営農する	
(2) 交付対象者に係る要件			
① 独立・自営就農時の年齢が、65歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。	履歴書の生年月日、身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)と、独立・自営就農時点(予定含む)により確認。	独立・自営就農時の年齢 —歳	
② 青年等就農計画の認定を申請時において受けていること。	青年等就農計画認定書の写しの認定期間により確認。	青年等就農計画の認定期間 —年 月 日まで	
③ 目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。	青年等就農計画及び以下の書類等により確認。 【目標地図に位置付けられている場合】 対象地域の目標地図  【確実と見込まれる場合】 目標地図作成検討会の議事録、その他目標地図検討過程が判るもの(例:地域での話し合いメモ等)	目標地図に 1. 位置付けられている 2. 位置付けられる見込み	
④ 経営開始資金等による資金の交付を申請時において受けていないこと。	データベース登録(修正)時に同一人・突合確認を行い、必要に応じて全国農業会議所へ問い合わせる。	1. 受けていない 2. 受けている場合 交付期間: —年 月 日から —年 月 日まで	
⑤ 経営発展支援事業等による助成を過去に受けている場合は、既に成果目標を上回る成果を上げている、又は、事業実施年度の前年度の経営規模(農業所得、販売額、作付面積、飼養頭数のいずれか)がア若しくはイを上回っていること。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると取組主体が認める場合は、この限りではない。	ア 経営発展支援事業等の別紙様式第1号の別添1収支計画及び市町村基本構想を確認し、ア又はイのどちらに該当するかの確認。  イ 市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項の基本構想をいう。)における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の値を5で除した値に、農業経営開始からの年数を乗じて得た値  なお、経営規模が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき経営規模の補正を行うことができるものとする。	1. アを上回っている 2. イを上回っている 3. 災害、病気等のやむを得ない事情があると取組主体が認める 4. 該当なし	事業実施年度の前年度の経営規模  選択する要件
⑥ 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。	新規就農者チャレンジ事業計画の別添7「みどりチェック」チェックシートにより確認。		
⑦ 経営発展支援事業、初期投資促進事業、雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。	離職票原本や、青年等就農計画等及び交付申請書のチェック欄及び対象者データベース登録(修正)時に同一人・突合確認を行い、必要に応じて全国農業会議所へ問い合わせる。		

※ 要望調査時点で要件を満たしていない場合は、交付申請者の事業計画の承認申請時までには要件を満たすことが確実であることを確認してください。

新規就農者チャレンジ事業 ポイント確認シート

交付対象希望者名:

	確認項目	点数	確認方法	チェック
1 研修 (※)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている。	1	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、取り組む作目が研修内容に含まれていることを確認。	確認書類:
	② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている。	2	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、総研修時間の半分以上、取り組む作物についての研修を受けていることを確認。	確認書類:
	③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている。	3	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、農業経営に関する研修を受けていることを確認。	確認書類:
2 サポート 体制	① 地域サポート計画が策定されている。	1	「農業をはじめ.jp」の閲覧等により、農業次世代人材投資事業等に基づく地域サポート計画が策定されていることを確認。	確認書類:
	② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている。 ※熊本県では内報後に申請者を重点指導対象として位置づけ、リスト化している。	2	地域の普及指導計画や指導要領において、新規就農者を重点指導対象としていることを確認。	確認書類:
	③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている。	3	地域サポート計画の第2 地域サポート体制について「その他」以外の支援内容の担当機関・部署名が全て記入されていることを確認。	確認書類:
3 経営管理 の合理化 (※)	① 圃場等に農作業の記録(施肥量、農薬散布量、作業時間等)を毎日つける。	1	経営を開始している場合は、書類等に記録をつけていることを確認。経営開始前である場合は、記録方法等を聞き取り、実施が確実であることを確認。  (農作業の記録方法の例) ・ノートに記録している(営農日誌等) ・エクセルやワード等を用いて自らの様式で管理している ・生育状況等を写真に撮って保存している ・スマホアプリ等(アグリノート等)を活用している ・その他の方法(営農管理システム等)で管理している	取組内容:
	② ①に加え、GAP認証等を取得する。	3	既に取得している場合は認証書類等で確認。取得する予定である場合は認証取得に向けたスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。  (GAP認証) GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP等 (ガイドライン準拠のGAP)農林水産省の国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPを実施し、都道府県による審査に合格したもの (参考) <a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/index.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/index.html</a>	1. 認定済 2. 認定予定 年 月 日 3. 種類
4 (※)	① 目標年度までに農業経営を法人化する。	3	本年度、経営開始と同時に法人化している場合は定款等により確認する。法人化する予定である場合はスケジュールや経営計画の聞き取り等により実施が確実であることを確認。	法人化予定日:
	② 法人化している又は事業実施年度内に法人化する。	5		法人化予定日:
5 (※)	① 家族経営協定を書面で締結している(法人の場合は就業規則等、単身の場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている)。	1	既に締結している場合は書類により確認。締結する予定である場合は、締結に向けたスケジュールの聞き取り等により取組主体への事業計画提出までに実施が確実であることを確認。	
6	農業版事業継続計画(BCP)を策定している。	1	既に策定している場合は書類等により確認。策定する予定である場合は、策定に向けたスケジュールの聞き取り等により取組主体への事業計画提出までに実施が確実であることを確認。	
7 (※)	データを活用した農業を実践する。	2	既に実践している場合はデータや活用状況、実践する予定である場合は取組の内容や整備する機器等の内容やスケジュールの聞き取り等により確実であることを確認。  (データを活用した農業の例) ① 気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを農業経営に活用 ② 経営外部データに加え、財務、生産履歴、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、PCなどの機器に記録して農業経営に活用 ③ センサー、ドローン、カメラなどを用いて、ほ場環境情報や作物の生育状況といったデータを取得し、分析して農業経営に活用	取組内容:
8 (※)	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける	2	環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく実施計画を既に認定している場合は書類等により確認。認定する予定である場合は、認定に向けたスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。	
合計				___点

取組みポイントについて、④以外は事業実施年度内、④は目標年度までに要件を満たす必要があります